



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	人 事 課
◎ 人事委員会規則	
○職員の給料等の支給に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則	〃
○会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	〃

## 規 則

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第33号

現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年長崎県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日(条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。)現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 略</p>

別表第1 (第2条関係)

現業職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	略
	1	134,800	174,000	208,400	234,000	
	2	135,600	175,500	209,900	235,600	
	3	136,400	177,000	211,400	237,200	
	4	137,200	178,500	212,900	238,800	
	5	137,900	179,600	213,900	239,400	
	6	138,700	181,100	215,400	241,000	
	7	139,500	182,600	216,900	242,600	
	8	140,300	184,100	218,400	244,200	
	9	141,000	185,300	218,700	245,100	
	10	142,100	186,900	220,200	246,800	
	11	143,200	188,500	221,700	248,500	
	12	144,300	190,100	223,200	250,200	
	13	145,300	191,300	223,700	250,500	
	14	146,500	192,900	225,200	252,200	
	15	147,700	194,500	226,800	253,900	
	16	148,900	196,100	228,400	255,600	
	17	149,600	197,400	228,700	256,500	
	18	150,800	199,000	230,300	258,200	
	19	152,000	200,600	231,900	259,900	
	20	153,200	202,200	233,500	261,600	
	21	154,100	203,200	233,700	263,000	
	22	155,300	204,800	235,300	264,700	
	23	156,500	206,400	236,900	266,400	
	24	157,700	208,000	238,500	268,100	
	25	158,400	209,200	239,200	269,400	
	26	159,700	210,800	240,800	271,100	
	27	161,000	212,400	242,400	272,800	
	28	162,300	214,000	244,000	274,500	
	29	163,100	214,600	244,900	275,800	
	30	164,500	216,300	246,500	277,600	
	31	165,900	218,000	248,100	279,400	
	32	167,300	219,700	249,700	281,200	
	33	167,500	220,400	250,200	282,100	
	34	168,900	222,100	251,900	284,000	
	35	170,300	223,900	253,600	285,900	
	36	171,700	225,700	255,300	287,800	
	37	172,700	226,300	256,100	289,300	
	38	174,200	228,100	257,800	291,100	
	39	175,700	229,900	259,500	292,900	
	40	177,200	231,700	261,200	294,700	
	41	178,400	232,000	262,500	296,200	
	42	179,900	233,800	264,200	298,000	
	43	181,400	235,600	265,900	299,800	
	44	182,900	237,400	267,600	301,600	
	45	184,100	238,000	268,900	302,500	
	46	185,700	239,700	270,600	304,100	
	47	187,300	241,400	272,300	305,700	
	48	188,900	243,100	274,000	307,300	
	49	190,300	244,100	275,200	308,500	
	50	192,000	245,800	277,000	310,100	
	51	193,700	247,500	278,800	311,700	
	52	195,400	249,200	280,600	313,300	
	53	196,700	249,800	281,600	314,400	
	54	198,500	251,500	283,500	315,900	
	55	200,300	253,200	285,400	317,400	
	56	202,100	254,900	287,300	318,900	
	57	203,100	255,900	289,100	320,200	
	58	204,700	257,500	290,900	321,500	
	59	206,300	259,100	292,700	322,800	
	60	207,900	260,700	294,500	324,100	
	61	209,100	262,200	295,900	325,100	
	62	210,700	263,800	297,600	326,300	
	63	212,300	265,400	299,300	327,500	
	64	213,900	267,000	301,000	328,700	
	65	214,400	268,200	302,200	329,700	
	66	215,800	269,700	303,800	330,700	
	67	217,200	271,200	305,400	331,700	
	68	218,600	272,700	307,000	332,700	
	69	219,100	273,600	308,000	333,500	
	70	220,400	275,100	309,600	334,400	
	71	221,800	276,600	311,200	335,300	
72	223,200	278,100	312,800	336,200		

別表第1 (第2条関係)

現業職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	略
	1	130,800	171,300	206,000	233,000	
	2	131,600	172,800	207,500	234,600	
	3	132,400	174,300	209,000	236,200	
	4	133,200	175,800	210,500	237,800	
	5	133,900	176,900	211,500	238,500	
	6	134,700	178,400	213,000	240,100	
	7	135,500	179,900	214,500	241,700	
	8	136,300	181,400	216,000	243,300	
	9	137,000	182,700	216,500	244,300	
	10	138,100	184,300	218,000	246,000	
	11	139,200	185,900	219,500	247,700	
	12	140,300	187,500	221,000	249,400	
	13	141,300	188,700	221,600	250,100	
	14	142,500	190,300	223,100	251,800	
	15	143,700	191,900	224,700	253,500	
	16	144,900	193,500	226,300	255,200	
	17	145,600	194,800	227,100	256,500	
	18	146,800	196,400	228,700	258,200	
	19	148,000	198,000	230,300	259,900	
	20	149,200	199,600	231,900	261,600	
	21	150,200	200,800	232,700	263,000	
	22	151,400	202,400	234,300	264,700	
	23	152,600	204,000	235,900	266,400	
	24	153,800	205,600	237,500	268,100	
	25	154,600	206,800	238,300	269,400	
	26	155,900	208,400	239,900	271,100	
	27	157,200	210,000	241,500	272,800	
	28	158,500	211,600	243,100	274,500	
	29	159,600	212,400	244,100	275,800	
	30	161,000	214,100	245,700	277,600	
	31	162,400	215,800	247,300	279,400	
	32	163,800	217,500	248,900	281,200	
	33	164,800	218,300	249,800	282,100	
	34	166,200	220,000	251,500	284,000	
	35	167,600	221,800	253,200	285,900	
	36	169,000	223,600	254,900	287,800	
	37	170,000	224,700	256,100	289,300	
	38	171,500	226,500	257,800	291,100	
	39	173,000	228,300	259,500	292,900	
	40	174,500	230,100	261,200	294,700	
	41	175,700	231,000	262,500	296,200	
	42	177,200	232,800	264,200	298,000	
	43	178,700	234,600	265,900	299,800	
	44	180,200	236,400	267,600	301,600	
	45	181,500	237,100	268,900	302,500	
	46	183,100	238,800	270,600	304,100	
	47	184,700	240,500	272,300	305,700	
	48	186,300	242,200	274,000	307,300	
	49	187,700	243,300	275,200	308,500	
	50	189,400	245,000	277,000	310,100	
	51	191,100	246,700	278,800	311,700	
	52	192,800	248,400	280,600	313,300	
	53	194,100	249,400	281,600	314,400	
	54	195,900	251,100	283,500	315,900	
	55	197,700	252,800	285,400	317,400	
	56	199,500	254,500	287,300	318,900	
	57	200,700	255,900	289,100	320,200	
	58	202,300	257,500	290,900	321,500	
	59	203,900	259,100	292,700	322,800	
	60	205,500	260,700	294,500	324,100	
	61	206,700	262,200	295,900	325,100	
	62	208,300	263,800	297,600	326,300	
	63	209,900	265,400	299,300	327,500	
	64	211,500	267,000	301,000	328,700	
	65	212,200	268,200	302,200	329,700	
	66	213,600	269,700	303,800	330,700	
	67	215,000	271,200	305,400	331,700	
	68	216,400	272,700	307,000	332,700	
	69	217,000	273,600	308,000	333,500	
	70	218,300	275,100	309,600	334,400	
	71	219,700	276,600	311,200	335,300	
72	221,100	278,100	312,800	336,200		

73	223,600	278,800	313,800	336,900
74	224,900	280,200	315,200	337,700
75	226,200	281,600	316,600	338,500
76	227,500	283,000	318,000	339,300
77	227,700	284,300	319,200	340,000
78	228,900	285,700	320,500	340,800
79	230,100	287,100	321,800	341,600
80	231,300	288,500	323,100	342,400
81	232,000	289,500	324,000	343,000
82	233,000	290,600	325,100	343,700
83	234,000	291,700	326,200	344,400
84	235,000	292,800	327,300	345,100
85	236,000	294,000	328,200	345,700
86	237,000	295,000	329,200	346,200
87	238,000	296,000	330,200	346,700
88	239,000	297,000	331,200	347,200
89	239,100	297,400	331,900	347,700
90	240,000	298,300	332,700	348,200
91	240,900	299,200	333,500	348,700
92	241,800	300,100	334,300	349,200
93	242,400	300,800	334,800	349,700
94	243,100	301,500	335,500	
95	243,800	302,200	336,200	
96	244,500	302,900	336,900	
97	244,600	303,100	337,200	
98	245,100	303,700	337,800	
99	245,600	304,300	338,400	
100	246,100	304,900	339,000	
101	246,600	305,500	339,500	
102	247,100	306,000	340,100	
103	247,600	306,500	340,700	
104	248,100	307,000	341,300	
105	248,500	307,600	341,500	
106	249,000	308,100	342,000	
107	249,500	308,600	342,500	
108	250,000	309,100	343,000	
109	250,300	309,200	343,300	
110	250,700	309,700		
111	251,100	310,200		
112	251,500	310,700		
113	251,600	310,800		

略

73	222,000	278,800	313,800	336,900
74	223,300	280,200	315,200	337,700
75	224,600	281,600	316,600	338,500
76	225,900	283,000	318,000	339,300
77	226,700	284,300	319,200	340,000
78	227,900	285,700	320,500	340,800
79	229,100	287,100	321,800	341,600
80	230,300	288,500	323,100	342,400
81	231,000	289,500	324,000	343,000
82	232,000	290,600	325,100	343,700
83	233,000	291,700	326,200	344,400
84	234,000	292,800	327,300	345,100
85	235,000	294,000	328,200	345,700
86	236,000	295,000	329,200	346,200
87	237,000	296,000	330,200	346,700
88	238,000	297,000	331,200	347,200
89	238,100	297,400	331,900	347,700
90	239,000	298,300	332,700	348,200
91	239,900	299,200	333,500	348,700
92	240,800	300,100	334,300	349,200
93	241,400	300,800	334,800	349,700
94	242,100	301,500	335,500	
95	242,800	302,200	336,200	
96	243,500	302,900	336,900	
97	243,600	303,100	337,200	
98	244,100	303,700	337,800	
99	244,600	304,300	338,400	
100	245,100	304,900	339,000	
101	245,600	305,500	339,500	
102	246,100	306,000	340,100	
103	246,600	306,500	340,700	
104	247,100	307,000	341,300	
105	247,500	307,600	341,500	
106	248,000	308,100	342,000	
107	248,500	308,600	342,500	
108	249,000	309,100	343,000	
109	249,300	309,200	343,300	
110	249,700	309,700		
111	250,100	310,200		
112	250,500	310,700		
113	250,700	310,800		

略

別表第6 (第6条関係)

現業職給料表の給料の調整額の調整基本額表

職員の区分	職務の級	調整基本額
再任用職員以外の職員	1級	8,100円。ただし、1号給6,066円、2号給6,102円、3号給6,138円、4号給6,174円、5号給6,205円、6号給6,241円、7号給6,277円、8号給6,313円、9号給6,345円、10号給6,394円、11号給6,444円、12号給6,493円、13号給6,538円、14号給6,592円、15号給6,646円、16号給6,700円、17号給6,732円、18号給6,786円、19号給6,840円、20号給6,894円、21号給6,934円、22号給6,988円、23号給7,042円、24号給7,096円、25号給7,128円、26号給7,186円、27号給7,245円、28号給7,303円、29号給7,339円、30号給7,402円、31号給7,465円、32号給7,528円、33号給7,537円、34号給7,600円、35号給7,663円、36号給7,726円、37号給7,771円、38号給7,839円、39号給7,906円、40号給7,974円、41号給8,028円、42号給8,095円
	2級	8,100円。ただし、1号給7,830円、2号給7,897円、3号給7,965円、4号給8,032円、5号給8,082円

別表第6 (第6条関係)

現業職給料表の給料の調整額の調整基本額表

職員の区分	職務の級	調整基本額
再任用職員以外の職員	1級	8,100円。ただし、1号給5,886円、2号給5,922円、3号給5,958円、4号給5,994円、5号給6,025円、6号給6,061円、7号給6,097円、8号給6,133円、9号給6,165円、10号給6,214円、11号給6,264円、12号給6,313円、13号給6,358円、14号給6,412円、15号給6,466円、16号給6,520円、17号給6,552円、18号給6,606円、19号給6,660円、20号給6,714円、21号給6,759円、22号給6,813円、23号給6,867円、24号給6,921円、25号給6,957円、26号給7,015円、27号給7,074円、28号給7,132円、29号給7,182円、30号給7,245円、31号給7,308円、32号給7,371円、33号給7,416円、34号給7,479円、35号給7,542円、36号給7,605円、37号給7,650円、38号給7,717円、39号給7,785円、40号給7,852円、41号給7,906円、42号給7,974円、43号給8,041円
	2級	8,100円。ただし、1号給7,708円、2号給7,776円、3号給7,843円、4号給7,911円、5号給7,960円、6号給8,028円、7号給8,095円

略	略
略	略

第2条 現業職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日（条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。）現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 略</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第22条 特殊勤務手当の種類、支給要件、額及び支給方法については、特殊勤務手当が月額で定められているものを除き一般職員の例によるものとする。<u>ただし、一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）第24条の種雄牛取扱手当については、同条第1項第1号の作業に従事した場合のみ手当を支給する。</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が一般職員の例により定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日（条例第10条に規定する基準日をいう。次項において同じ。）現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>2及び3 略</p> <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第22条 特殊勤務手当の種類、支給要件、額及び支給方法については、特殊勤務手当が月額で定められているものを除き一般職員の例によるものとする。</p>

（現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（令和元年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(退職手当の特例)</p> <p>4 施行日以降に退職する職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号。以下「<u>条例</u>」という。）及び改正後の規則に基づき計算した退職手当の額が、その職員が平成27年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その職員が同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、条例に基づき計算した退職手当の額（以下「<u>改正前の退職手当の額</u>」という。）に達しないこととなる場合は、当該職員の退職手当の額は、<u>改正前の退職手当の額とする。</u></p> <p>5 前項の場合において、同項の同日における給料月額は、<u>平成27年3月31日における給料月額に100分の97.5を乗じて得た額と、退職手当の調整額は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）第16条による改正前の条例第6条の4の規定により計算した額に100分の130を乗じて得た額として計算するものとする。</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日（改正後の規則第20条第1項の規定にあっては、令和4年12月1日）から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。  
(退職手当の特例)
- 4 施行日以降に退職する職員の退職手当について、職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号。以下「条例」という。）及び改正後の規則に基づき計算した退職手当の額が、その職員が平成27年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その職員が同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、条例に基づき計算した退職手当の額（以下「改正前の退職手当の額」という。）に達しないこととなる場合は、当該職員の退職手当の額は、改正前の退職手当の額とする。
- 5 前項の場合において、同項の同日における給料月額は、平成27年3月31日における給料月額に100分の97.5を乗じて得た額と、退職手当の調整額は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年長崎県条例第33号）第16条による改正前の条例第6条の4の規定により計算した額に100分の130を乗じて得た額として計算するものとする。

## 人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

### 長崎県人事委員会規則第22号

職員の給料等の支給に関する規則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の210</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の250</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の100</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の120</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第30条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 <u>100分の190</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の230</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の90</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の110</u>）</p>

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前				
<p>別表第7（第21条関係）</p> <p>ア 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">昇格した日の前日</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> </table>	昇格した日の前日	昇格後の号給	<p>別表第7（第21条関係）</p> <p>ア 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">昇格した日の前日</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">昇格後の号給</td> </tr> </table>	昇格した日の前日	昇格後の号給
昇格した日の前日	昇格後の号給				
昇格した日の前日	昇格後の号給				

に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略								
59	<u>25</u>	略						
60	26							
61	<u>26</u>							
62	<u>26</u>							
63	<u>27</u>							
64	<u>27</u>							
65	<u>27</u>							
66	<u>28</u>							
67	<u>28</u>							
68	<u>28</u>							
69	<u>29</u>							
70	<u>29</u>							
71	<u>30</u>							
72	<u>30</u>							
73	<u>31</u>							
74	<u>31</u>							
75	<u>32</u>							
76	<u>32</u>							
77	<u>33</u>							
78	<u>33</u>							
79	<u>34</u>							
80	<u>34</u>							
81	<u>35</u>							
82	<u>35</u>							
83	<u>36</u>							
84	<u>36</u>							
85	<u>37</u>							
86	<u>37</u>							
87	<u>38</u>							
88	<u>38</u>							
89	<u>39</u>							
90	<u>39</u>							
91	<u>40</u>							
92	<u>40</u>							
93	<u>41</u>							
略								

イ 略

ウ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
26	10	<u>5</u>	略	7
27	11	<u>6</u>		8
28	12	<u>6</u>		8
29	13	<u>7</u>		9
30	14	<u>7</u>		10
31	15	<u>8</u>		11
32	16	<u>8</u>		12
33	17	<u>9</u>		13
34	18	<u>9</u>		<u>13</u>
35	19	<u>10</u>		<u>14</u>
36	20	<u>10</u>		<u>14</u>

に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
略								
59	<u>26</u>	略						
60	26							
61	<u>27</u>							
62	<u>27</u>							
63	<u>28</u>							
64	<u>28</u>							
65	<u>29</u>							
66	<u>29</u>							
67	<u>30</u>							
68	<u>30</u>							
69	<u>31</u>							
70	<u>31</u>							
71	<u>32</u>							
72	<u>32</u>							
73	<u>33</u>							
74	<u>33</u>							
75	<u>34</u>							
76	<u>34</u>							
77	<u>35</u>							
78	<u>35</u>							
79	<u>36</u>							
80	<u>36</u>							
81	<u>37</u>							
82	<u>37</u>							
83	<u>38</u>							
84	<u>38</u>							
85	<u>39</u>							
86	<u>39</u>							
87	<u>40</u>							
88	<u>40</u>							
89	<u>41</u>							
90	<u>41</u>							
91	<u>42</u>							
92	<u>42</u>							
93	<u>43</u>							
略								

イ 略

ウ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
26	10	<u>6</u>	略	7
27	11	<u>7</u>		8
28	12	<u>8</u>		8
29	13	<u>9</u>		9
30	14	<u>9</u>		10
31	15	<u>9</u>		11
32	16	<u>10</u>		12
33	17	<u>10</u>		13
34	18	<u>10</u>		<u>14</u>
35	19	<u>11</u>		<u>15</u>
36	20	<u>11</u>		<u>16</u>

37	21	11		<u>15</u>
38	21	<u>11</u>		<u>15</u>
39	22	12		<u>16</u>
40	22	12		<u>16</u>
41	23	13		<u>17</u>
42	23	13		<u>18</u>
43	24	14		<u>19</u>
略				
53	29	<u>17</u>	略	
略				
57	33	<u>18</u>	略	
58	34	<u>18</u>		
略				
61	37	<u>19</u>	略	
62	38	<u>19</u>		
63	39	<u>19</u>		
略				
65	41	<u>20</u>	略	
66	42	<u>20</u>		
67	43	<u>20</u>		
68	44	<u>20</u>		
略				
75	49		略	
略				
77	<u>50</u>	略		
78	<u>50</u>			
79	<u>51</u>			
80	<u>51</u>			
81	<u>51</u>			
82	<u>52</u>			
83	<u>52</u>			
84	<u>52</u>			
85	<u>53</u>			
略				

オ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
略				
59	33	略		
略				
61	<u>34</u>	略		
62	<u>34</u>			
63	<u>35</u>			
64	<u>35</u>			
65	<u>35</u>			
66	<u>36</u>			
67	<u>36</u>			
68	<u>36</u>			
69	<u>37</u>			
70	<u>38</u>			
71	<u>39</u>			
略				
82	<u>45</u>	略		
83	<u>46</u>			
84	<u>46</u>			

37	21	11		<u>17</u>
38	21	<u>12</u>		<u>17</u>
39	22	12		<u>18</u>
40	22	12		<u>18</u>
41	23	13		<u>19</u>
42	23	13		<u>19</u>
43	24	14		<u>20</u>
略				
53	29	<u>18</u>	略	
略				
57	33	<u>19</u>	略	
58	34	<u>19</u>		
略				
61	37	<u>20</u>	略	
62	38	<u>20</u>		
63	39	<u>20</u>		
略				
65	41	<u>21</u>	略	
66	42	<u>21</u>		
67	43	<u>21</u>		
68	44	<u>21</u>		
略				
75	<u>50</u>	略		
略				
77	<u>51</u>	略		
78	<u>51</u>			
79	<u>52</u>			
80	<u>52</u>			
81	<u>53</u>			
82	<u>53</u>			
83	<u>54</u>			
84	<u>54</u>			
85	<u>55</u>			
略				

オ 教育職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
略				
59	34	略		
略				
61	<u>35</u>	略		
62	<u>35</u>			
63	<u>36</u>			
64	<u>36</u>			
65	<u>37</u>			
66	<u>37</u>			
67	<u>38</u>			
68	<u>38</u>			
69	<u>39</u>			
70	<u>39</u>			
71	<u>40</u>			
略				
82	<u>46</u>	略		
83	<u>47</u>			
84	<u>48</u>			

85	<u>47</u>	
86	<u>47</u>	
87	<u>48</u>	
88	<u>48</u>	
89	<u>49</u>	
90	<u>49</u>	
91	<u>50</u>	
92	<u>50</u>	
93	<u>51</u>	
94	<u>51</u>	
95	<u>52</u>	
96	<u>52</u>	
97	<u>53</u>	
98	<u>53</u>	
99	<u>54</u>	
100	<u>54</u>	
略		
102	<u>55</u>	略
略		

備考 略

カ 教育職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
略				
51	<u>41</u>	略		
略				
53	<u>42</u>	略		
54	<u>42</u>	略		
55	<u>43</u>	略		
56	<u>43</u>	略		
57	<u>43</u>	略		
58	<u>44</u>	略		
59	<u>44</u>	略		
60	<u>44</u>	略		
61	<u>45</u>	略		
62	<u>45</u>	略		
63	<u>46</u>	略		
64	<u>46</u>	略		
略				
66	<u>47</u>	略		
略				
70	<u>49</u>	略		
71	<u>50</u>	略		
72	<u>50</u>	略		
73	<u>51</u>	略		
74	<u>51</u>	略		
75	<u>52</u>	略		
76	<u>52</u>	略		
77	<u>53</u>	略		
78	<u>53</u>	略		
79	<u>54</u>	略		
80	<u>54</u>	略		
81	<u>55</u>	略		
82	<u>55</u>	略		
83	<u>56</u>	略		

85	<u>49</u>	
86	<u>49</u>	
87	<u>50</u>	
88	<u>50</u>	
89	<u>51</u>	
90	<u>51</u>	
91	<u>52</u>	
92	<u>52</u>	
93	<u>53</u>	
94	<u>53</u>	
95	<u>53</u>	
96	<u>54</u>	
97	<u>54</u>	
98	<u>54</u>	
99	<u>55</u>	
100	<u>55</u>	
略		
102	<u>56</u>	略
略		

備考 略

カ 教育職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
略				
51	<u>42</u>	略		
略				
53	<u>43</u>	略		
54	<u>43</u>	略		
55	<u>44</u>	略		
56	<u>44</u>	略		
57	<u>45</u>	略		
58	<u>45</u>	略		
59	<u>45</u>	略		
60	<u>46</u>	略		
61	<u>46</u>	略		
62	<u>46</u>	略		
63	<u>47</u>	略		
64	<u>47</u>	略		
略				
66	<u>48</u>	略		
略				
70	<u>50</u>	略		
71	<u>51</u>	略		
72	<u>52</u>	略		
73	<u>53</u>	略		
74	<u>53</u>	略		
75	<u>54</u>	略		
76	<u>54</u>	略		
77	<u>55</u>	略		
78	<u>55</u>	略		
79	<u>56</u>	略		
80	<u>56</u>	略		
81	<u>57</u>	略		
82	<u>57</u>	略		
83	<u>58</u>	略		

84	<u>56</u>
85	<u>57</u>
86	<u>58</u>
87	<u>59</u>
略	

備考 略

ク 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
54	<u>25</u>	19	略	
55	<u>26</u>	20	略	
56	<u>26</u>	20	略	
57	<u>27</u>	21	略	
58	<u>27</u>	21	略	
59	<u>28</u>	<u>21</u>	略	
60	<u>28</u>	22	略	
61	<u>29</u>	<u>22</u>	略	
62	<u>29</u>	<u>22</u>	略	
63	<u>30</u>	<u>23</u>	略	
64	<u>30</u>	<u>23</u>	略	
65	31	<u>23</u>	略	
66	<u>31</u>	<u>24</u>	略	
67	32	<u>24</u>	略	
68	32	<u>24</u>	略	
69	33	<u>25</u>	略	
70	33	<u>25</u>	略	
71	34	<u>26</u>	略	
72	34	<u>26</u>	略	
略				
74	35	<u>27</u>	略	
略				
86	<u>41</u>	34	略	
87	<u>42</u>	34	略	
88	<u>42</u>	34	略	
89	<u>43</u>	35	略	
90	<u>43</u>	35	略	
91	<u>44</u>	35	略	
92	<u>44</u>	35	略	
93	<u>45</u>	36	略	
94	<u>46</u>	36	略	
95	<u>47</u>	36	略	
略				
102	<u>53</u>	38	略	
103	<u>54</u>	39	略	
104	<u>54</u>	39	略	
105	<u>55</u>	39	略	
106	<u>55</u>	39	略	
107	<u>56</u>	40	略	
108	<u>56</u>	40	略	
109	<u>57</u>	40	略	
110	<u>57</u>	40	略	
111	<u>57</u>	41	略	
112	<u>58</u>	41	略	
113	<u>58</u>	41	略	

84	<u>58</u>
85	<u>59</u>
86	<u>59</u>
87	<u>60</u>
略	

備考 略

ク 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
略				
54	<u>26</u>	19	略	
55	<u>27</u>	20	略	
56	<u>28</u>	20	略	
57	<u>29</u>	21	略	
58	<u>29</u>	21	略	
59	<u>29</u>	<u>22</u>	略	
60	<u>30</u>	22	略	
61	<u>30</u>	<u>23</u>	略	
62	<u>30</u>	<u>23</u>	略	
63	<u>31</u>	<u>24</u>	略	
64	<u>31</u>	<u>24</u>	略	
65	31	<u>25</u>	略	
66	<u>32</u>	<u>25</u>	略	
67	32	<u>25</u>	略	
68	32	<u>26</u>	略	
69	33	<u>26</u>	略	
70	33	<u>26</u>	略	
71	34	<u>27</u>	略	
72	34	<u>27</u>	略	
略				
74	35	<u>28</u>	略	
略				
86	<u>42</u>	34	略	
87	<u>43</u>	34	略	
88	<u>44</u>	34	略	
89	<u>45</u>	35	略	
90	<u>45</u>	35	略	
91	<u>46</u>	35	略	
92	<u>46</u>	35	略	
93	<u>47</u>	36	略	
94	<u>47</u>	36	略	
95	<u>48</u>	36	略	
略				
102	<u>54</u>	38	略	
103	<u>55</u>	39	略	
104	<u>56</u>	39	略	
105	<u>57</u>	39	略	
106	<u>57</u>	39	略	
107	<u>57</u>	40	略	
108	<u>58</u>	40	略	
109	<u>58</u>	40	略	
110	<u>58</u>	40	略	
111	<u>59</u>	41	略	
112	<u>59</u>	41	略	
113	<u>59</u>	41	略	

114	<u>58</u>	41
115	<u>59</u>	41
116	<u>59</u>	42
117	<u>59</u>	42
118	<u>60</u>	42
119	<u>60</u>	42
120	<u>60</u>	42
121	<u>61</u>	43

ケ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
51	<u>27</u>	略	
52	<u>27</u>		
53	<u>28</u>		
54	<u>28</u>		
55	<u>28</u>		
56	<u>28</u>		
57	<u>29</u>		
58	<u>29</u>		
59	<u>29</u>		
略			
61	<u>30</u>	略	
62	<u>30</u>		
略			
65	<u>31</u>	略	
略			

コ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略						
66	<u>37</u>	略				
67	<u>38</u>					
68	<u>38</u>					
69	<u>39</u>					
70	<u>39</u>					
71	<u>40</u>					
72	<u>40</u>					
73	<u>41</u>					
74	<u>41</u>					
75	<u>42</u>					
76	<u>42</u>					
略						
78	<u>43</u>	略				
略						

サ 略

114	<u>60</u>	41
115	<u>60</u>	41
116	<u>60</u>	42
117	<u>61</u>	42
118	<u>61</u>	42
119	<u>62</u>	42
120	<u>62</u>	42
121	<u>63</u>	43

ケ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
略			
51	<u>28</u>	略	
52	<u>28</u>		
53	<u>29</u>		
54	<u>29</u>		
55	<u>29</u>		
56	<u>29</u>		
57	<u>30</u>		
58	<u>30</u>		
59	<u>30</u>		
略			
61	<u>31</u>	略	
62	<u>31</u>		
略			
65	<u>32</u>	略	
略			

コ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
略						
66	<u>38</u>	略				
67	<u>39</u>					
68	<u>40</u>					
69	<u>41</u>					
70	<u>41</u>					
71	<u>41</u>					
72	<u>42</u>					
73	<u>42</u>					
74	<u>42</u>					
75	<u>43</u>					
76	<u>43</u>					
略						
78	<u>44</u>	略				
略						

サ 略

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、改正後の職員の給料等の支給に関する規則第30条の規定は、令和4年12月1日から適用する。  
(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることと

なった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

**長崎県人事委員会規則第23号**

職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給に関する規則（昭和29年長崎県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第12条 削除	<u>（在勤地内旅行の旅費）</u> 第12条 条例第27条第1項第3号に規定する旅行諸費には、 第11条第1項第5号に規定する経費は含まない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

**長崎県人事委員会規則第24号**

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年長崎県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																		
別表第1（第5条関係）職種別基準表	別表第1（第5条関係）職種別基準表																																																																		
ア 略	ア 略																																																																		
イ 医療職給料表（二）職種別基準表	イ 医療職給料表（二）職種別基準表																																																																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種又は職名</th> <th rowspan="2">学 歴 免許等</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上 限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">獣医師（家畜防疫・衛生指導嘱託員）</td> <td>大学6卒</td> <td>2</td> <td>17</td> <td><u>3</u></td> <td><u>51</u></td> </tr> <tr> <td>大学4卒</td> <td>2</td> <td>1</td> <td><u>3</u></td> <td><u>51</u></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職種又は職名	学 歴 免許等	基礎号給		上 限		職務の級	号給	職務の級	号給	略						獣医師（家畜防疫・衛生指導嘱託員）	大学6卒	2	17	<u>3</u>	<u>51</u>	大学4卒	2	1	<u>3</u>	<u>51</u>	略						<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職種又は職名</th> <th rowspan="2">学 歴 免許等</th> <th colspan="2">基礎号給</th> <th colspan="2">上 限</th> </tr> <tr> <th>職務の級</th> <th>号給</th> <th>職務の級</th> <th>号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">獣医師（家畜防疫・衛生指導嘱託員）</td> <td>大学6卒</td> <td>2</td> <td>17</td> <td><u>2</u></td> <td><u>29</u></td> </tr> <tr> <td>大学4卒</td> <td>2</td> <td>1</td> <td><u>2</u></td> <td><u>29</u></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職種又は職名	学 歴 免許等	基礎号給		上 限		職務の級	号給	職務の級	号給	略						獣医師（家畜防疫・衛生指導嘱託員）	大学6卒	2	17	<u>2</u>	<u>29</u>	大学4卒	2	1	<u>2</u>	<u>29</u>	略					
職種又は職名			学 歴 免許等	基礎号給		上 限																																																													
	職務の級	号給		職務の級	号給																																																														
略																																																																			
獣医師（家畜防疫・衛生指導嘱託員）	大学6卒	2	17	<u>3</u>	<u>51</u>																																																														
	大学4卒	2	1	<u>3</u>	<u>51</u>																																																														
略																																																																			
職種又は職名	学 歴 免許等	基礎号給		上 限																																																															
		職務の級	号給	職務の級	号給																																																														
略																																																																			
獣医師（家畜防疫・衛生指導嘱託員）	大学6卒	2	17	<u>2</u>	<u>29</u>																																																														
	大学4卒	2	1	<u>2</u>	<u>29</u>																																																														
略																																																																			
ウ 略	ウ 略																																																																		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所